官

第

○厚生労働省告示第百七十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改 令和四年五月一日から適用する。 令和四年四月二十八日

厚生労働大臣

後藤

茂之

READ READ	別表
ファイマ 178円 178円	お
V (略) V (略) B 和点数表の第2 B 和点数表の第2 B 和鋳造用14	A E
ı	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

○厚生労働省告示第百七十五号

年厚生省告示第十四号)第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、令和四年五月一日から適用する。 の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲 (昭和五十八

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示 令和四年四月二十八日

条 (療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣

後藤

茂之

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

改

正

後

が投与することができる注射薬 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医

子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、 え型血液凝固第四因子製剤、乾燥人血液凝固第以因子製剤、 濃縮人血液凝固第X因子加活性化第四因子製剤、乾燥人血液凝固第四因子製剤、遺伝子組換 インスリン製剤、 ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第11因子製剤、 遺伝子組換え型血液凝固第以因 性腺刺激 乾燥

厚生労働大臣が定める注射薬等

改

īE.

前

が投与することができる注射薬 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医

え型血液凝固第四因子製剤、 濃縮人血液凝固第X因子加活性化第Ⅲ因子製剤、 活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、 ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第四因子製剤、 乾燥人血液凝固第以因子製剤、 乾燥人血液凝固第皿因子製剤、 遺伝子組換え型血液凝固第以因 遺伝子組換 性腺刺激

子製剤、